

宿泊税の制度概要

項目	制度概要	考え方
課税客体	○旅館業法第2条第1項の許可を受けて行うホテル等における宿泊（下宿営業は除く） ○住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業に係る施設における宿泊	
納税義務者	北谷町内のホテル等における宿泊者	
徴収方法	旅館業法第2条第1項の許可を受けた者、住宅宿泊事業法第2条第3項に規定する住宅宿泊事業者による特別徴収	
課税標準	1人1泊当たりの宿泊料金	
税率、配分	定率制：2.0%（県0.8%：町1.2%）（ただし、税額2,000円を上限とする）	○宿泊税を財源に魅力的な観光地形成を図ることで、宿泊単価の向上を目指しており、定額制に比べ税の伸張が期待できる定率制を採用することで将来の観光施策の充実を図り、観光の好循環となる仕組みを構築する。 ○観光関連団体等で構成する「北谷町宿泊税制度の導入施行に関する検討委員会」において、定率が好ましいとの意見を踏まえ、定率での制度設計を取りまとめた。 ○本町における宿泊税の収入見込み額は、約1.9億円を想定。 ○高価格帯の宿泊者に対する配慮として上限額を設定。2,000円の根拠として、宿泊税導入市町村（ニセコ町）を参考としている。

宿泊税の制度概要

項目	制度概要	考え方
課税免除	<p>○学校教育法第1条に規定する学校(大学を除く。)が実施する修学旅行その他の規則で定める教育活動に参加しているもの又はこれらの者を引率する者</p> <p>○公益財団法人日本中学校体育連盟その他の規則で定める団体が主催する大会に参加する学生等又はこれらの者を引率する者</p>	<p>○学校が行う教育活動 修学旅行等については、教育活動の一環であることから公益性を有しており課税免除とする。</p> <p>○学校以外の団体が行う教育的意義を持つ活動 中体連、中文連など規則で定める団体が主催する大会への参加で宿泊を伴うもの。</p>
特別徴収義務者への支援策など	<p>○徴収事務交付金 宿泊税の賦課徴収の円滑な運営や管理等の観点から、特別徴収義務者が担う徴収事務に対して、納税額2.5%の交付金を支払う。ただし、導入から最初の5年は3%とする。</p> <p>○宿泊税システム整備補助金 宿泊事業者のレジシステム改修等に係る経費の一定割合を沖縄県から補助する予定。</p>	<p>○特別徴収義務者の徴収事務に係る労務や費用の負担を支援するために設定。 交付率については、導入市町村を参考にしている。</p>